

Device Control ローカルアップデート機能利用規約

第1条 (定義)

1. 「Device Control ローカルアップデート機能利用規約」(以下「本規約」といいます)は、京セラ株式会社(以下「当社」といいます)が提供する「Device Control ローカルアップデート機能」(以下「本サービス」といい、内容詳細は当社ホームページ等に定めます)の利用条件を定めます。
2. ご利用者は、本サービスのご利用に先立ち、本規約をご確認の上、本規約の全てにご承諾いただく必要があります。
3. 本規約の規定は、本規約に基づくご利用者及び当社間の全ての本サービスにかかる契約について適用されるものとします。当該契約と本規約に定める各条項が矛盾する場合は、本規約が優先します。
4. 当社は、以下の各号のいずれかに該当した場合、本規約を変更することができるものとします。当社は、規約を変更する場合、本規約を変更する旨、変更後の規約の内容及び変更の効力発生日を、当該効力発生日の1ヶ月以上前にご利用者に通知するものとします。なお、通知方法については当社が適当と認めた方法(営業担当を通じた書面配布等)からのご通知となります。
 - (1) 本サービスまたは本規約に適用される法令が改正された場合。
 - (2) その他、変更が本規約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
5. 前項に係る本規約の変更について同意できない場合、変更の効力発生日の2週間以内に当社までその旨を通知してください。当該通知がない場合、ご利用者は当該変更について同意したものとします。当社への通知は、以下の通りです。

メールアドレス:customer_mobile@kyocera.jp
受付時間:随時

※メールの件名には「Device Control ローカルアップデート機能利用規約の変更について」と記載をお願い致します。

第2条 (用語の定義)

本規約において、以下の各号で定める用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「ご利用者」とは、本規約に同意の上所定の手続きにより本規約の内容を合意内容とする契約(以下「本契約」といいます)を締結した本サービスの利用者を意味します。
- (2) 「対象機器」とは、本ソフトウェアによってサポートされ、日本国内において当社が直接または間接的にご利用者に提供するスマートフォン、タブレットであって、当社がご利用者に発行するDevice Control ローカルアップデート機能提供サービス登録書(以下「登録書」といい、次項にて定義する)に記載の機器本体を意味します。
- (3) 「登録書」とは、当社がご利用者に発行する、本サービスご契約及びご利用者(会社及び充用者等)、対象機器の識別番号(IMEI)、ご利用期間等を記載した書面を意味します。
- (4) 「販売店」とは、ご利用者が対象機器及び本サービスに申し込む際の販売拠点を意味

します。

- (5) 「本ソフトウェア」とは、本サービスのため当社から提供される「Device Control」(コンポーネント並びに関連するライブラリ及びアプリケーションプログラムを含むがこれに限定されない。また、当社による改変後のソフトウェアを含みます。)及びソフトウェアアップデートにかかわるデータを意味します。
- (6) 「関連資料」とは、本ソフトウェアとともに当社から提供される全ての関連資料及び参照資料を意味します。
- (7) 「利用者データ」とは、ご利用者または対象機器の利用者が本ソフトウェアに提供した全ての電子データまたは情報を意味し、ご利用者または対象機器の利用者が保有しているかまたは第三者から入手したものかを問いません。
- (8) 「関係者」とは、無線通信サービスを提供している通信事業者、Google Inc.(以下「Google」といいます)、並びに当社の子会社、パートナー、代理店、サプライヤ、請負業者及び第三者プロバイダを意味します。

第3条 (本サービスの申込み、本契約の成立)

1. 本サービスの利用申込は、本サービスに係る販売店または当社からの見積書及び案内に対して、ご利用者から販売店または当社に注文書を発行し、販売店または当社より提示する申込書その他当社指定の方法により、加入のお申し込みをいただく必要があります。
2. 前項に従いご利用者が本サービスの申込みを行い、当社並びに申込内容を審査の上、本サービスの提供を受諾し、かつ登録書をご利用者に発行した時点で本契約が成立したものとします。
3. 本契約の成立後、本サービスの加入内容の変更はできないものとします。

第4条 (知的財産権)

1. 本ソフトウェア及び関連資料は、本規約の条件に従って使用するために、当社によってご利用者に使用許諾されるものであり、ご利用者に譲渡されることはありません。本ソフトウェア、本ソフトウェアの複製物及び改変物、並びに本ソフトウェアに付加されその一部となった著作物に係る著作権及びその他の権利を含め、本規約に基づいてご利用者に明示的に許諾されていない全ての権利は当社または第三者に留保されます。
2. 本ソフトウェアに関する全ての知的財産権は、当社または第三者に帰属し、日本国著作権法、その他の適用される著作権法及び国際条約並びにその他の知的財産権法により保護されています。

第5条 (使用許諾)

1. ご利用者が本規約の内容にご同意の上本サービスの申し込みを行い、当社が承諾すると、当社のご利用者に対し、次のことを行う譲渡不能かつ非独占的で、全国における権利を付与します。
 - (1) 本ソフトウェアを対象機器にインストールして使用し、また関連資料を使用すること
 - (2) 対象機器で使用するために、ご利用者自身またはご利用者にとって適切な方法で当

社の支援を得て、本ソフトウェアの環境構成を設定すること

(3) ご利用者が使用するために、対象機器における本ソフトウェアの環境構成を他の対象機器の環境構成へと複製すること

2. ご利用者は、(i)本規約を遵守すること及び対象機器の利用者に本規約を遵守させること、(ii)利用者データの正確性、品質、完全性、合法性、及びご利用者が当該データを取得した際の手段、(iii)本ソフトウェアの不正アクセスや不正使用を防止するために商業的に合理的な努力を行うこと、また不正アクセスや不正使用があった場合に速やかに当社に通知すること、並びに(iv)適用される法律や規制に従って本ソフトウェアを使用すること、について責任を負います。ご利用者が、本ソフトウェアが作動する対象機器の利用者でない場合、ご利用者は、当該利用者のために本ソフトウェアの環境構成を設定する責任を負い、そして法律等によって要求される場合は当該利用者から利用者データを使用することについて同意を得ることを当社に対して保証します。

第6条（本ソフトウェアの使用）

1. ご利用者が本ソフトウェアを使用し始めることによって、本ソフトウェア、対象機器、及びインストールに関する情報が本ソフトウェアから当社及びGoogleに送信されます。送信される情報は、本ソフトウェア及び使用許諾に固有のものであります。当該情報には、製品バージョン、登録コード、インストールID、及びシステムに登録されている対象機器の数が含まれます。本ソフトウェアは、本ソフトウェアのインストール時に加えて、本ソフトウェアの使用状況を確認するために、上記の情報を定期的かつ自動的に送信します。

第7条（禁止事項）

1. ご利用者は、本規約及び関連する法律で明示的に許可されている場合を除き、本条2項乃至4項に定める行為を行うことはできません（以下「禁止事項」といいます）。禁止事項のうちいずれか一つを行った場合、当社は第18条に定める通り、本規約を解約することができます。このことは、当社及び関係者が取りうる刑事上、民事上またはその他の救済手段に追加されるものであり、これらの全ての救済手段を制限するものではありません。
2. ご利用者は、本ソフトウェアに関して、次の各号に定める禁止事項を行うことはできません。
 - (1) 本ソフトウェアの全部またはその一部を、移転、譲渡、サブライセンス、販売、再販、リース、貸し出し、複製（但し、第5条1(3)に規定されているものを除きます）、改変または頒布すること
 - (2) 本ソフトウェアの全部またはその一部を、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、変更、またはその派生物を作成すること
 - (3) 本ソフトウェアのソースコードまたはソースリスト、または本ソフトウェアに含まれるアルゴリズム、プロセス、手順、秘密情報を評価目的で確認、演繹、及び私用するために、本ソフトウェアにある手順またはプロセスを適用させること
 - (4) 侵害、名誉毀損またはその他の違法なあるいは不法なデータを保存あるいは送信するため、または第三者のプライバシー権に反してデータ等を保存あるいは送信するために、本ソフトウェアを使用すること
 - (5) 本ソフトウェアまたは本ソフトウェアに含まれる第三者のデータの整合性や完全性を妨害または中断すること

3. ご利用者は、有害なソフトウェアを意図的に本ソフトウェアに保存、送信または使用しないことを保証します。有害なソフトウェアには、コンピュータウイルス、トロイの木馬、time bombs、DoS攻撃、キーロギング、その他監視ソフトウェア、ワーム、logic bombs、本ソフトウェアの操作または性能、または本ソフトウェアの利用者や所有者の安全やプライバシーに悪影響を及ぼす可能性がある、または本ソフトウェアが相互作用する無線ネットワーク(以下「ネットワーク」といいます)の動作または性能に悪影響を与えたり、そのようなネットワークの不正使用またはアクセスを許可する可能性のあるその他のコードやプログラムを含みますが、これらに限りません。ご利用者は、意図的に、本ソフトウェアまたはネットワークに害を及ぼしたり、他人の使用を損なう可能性のある方法で、本ソフトウェアを使用することはできません。また、本ソフトウェアを使用して、サービス、システム、データ、アカウント、またはネットワークへの不正アクセスを試みることはできません。
4. ご利用者は、前二項に定めるもののほか、以下の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 登録書に記載された対象機器以外の機器において、本ソフトウェアを利用する行為
 - (2) 登録書に記載されたご利用期間を超えて、本ソフトウェアを利用する行為
 - (3) 当社が本サービスの利用のためにご利用者に発行する識別情報(ID等)を、第三者に開示、漏洩し、または使用させる行為

第8条 (データの使用)

1. ご利用者は、当社または関係者が、使用状況及び関連情報を収集、維持、処理、使用する可能性があること、そして本規約の内容に準拠しているかを確認する可能性があることに同意するものとします。収集される情報には、本ソフトウェアに関連するソフトウェアアップデート、製品サポート、その他のサービスの提供を容易にするために定期的に収集されるご利用者の対象機器、システム及びアプリケーションソフトウェア、及び周辺機器に関する技術情報に限定されます。当社は、ご利用者を個人的に識別しない形で収集されている限りにおいて、当社の製品とサービスを開発、提供及び改善する目的で、これらの情報を使用することができるものとします。当社は、関係者が当社の製品と共に使用するために設計されたソフトウェア、ハードウェア及びサービスを開発、提供、及び改善することを可能にするため、ご利用者を個人的に特定しない形式で、提供者のソフトウェア、ハードウェア及びサービスに関連する情報を関係者に提供することができます。
2. 上記を制限することなく、当社は、利用者データの安全性、機密性及び完全性を保護するための適切な管理、物理的及び技術的保護手段を維持できるものとします。当社は、(a) 利用者データを変更すること、(b) ご利用者が明示的に許可した場合を除き、利用者データを関係者以外の第三者に開示すること、または、(c) 本ソフトウェア及び関連するサービスの提供、当社の製品及び当社の製品に関連する関係者の製品及びサービスの開発または改良、サービスあるいは技術上の問題の予防あるいは解決、または顧客サポートに関連するご利用者のご要望がある場合を除いて、利用者データにアクセスするまたは関係者にアクセスさせることを行いません。
3. 当社は、ご利用者の情報を当社のウェブサイトに掲載され、利用可能である、更新または変更される、当社のプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第9条（本ソフトウェアの変更）

1. 当社は、当社の都合により、本ソフトウェアをいつでも追加、変更、中断、終了することができるとし、当該変更に関してご利用者に対して一切責任を負わないものとします。

第10条（限定保証）

1. 本ソフトウェアは、商品性、特定の目的への適合性、第三者の知的財産権を侵害しないことを含め、黙示または明示にかかわらず、いかなる保証もなく、現状有姿のまま提供され、使用許諾されます。当社は、本ソフトウェアが実質的に機能し、または当社によって公表される、あるいは本ソフトウェアのダウンロードとともに提供される本ソフトウェアの仕様とほぼ一致していることを保証します。
2. 当社は、本ソフトウェアに含まれる機能がご利用者の要件を満たしていること、または本ソフトウェアの操作が完全に不具合がないこと、またはソフトウェアのマニュアルに記載されている通りに正確に提供されることを保証するものではありません。当社は、第三者のソフトウェアまたはご利用者のコンピュータのハードウェアまたはネットワークに起因する本ソフトウェアの不具合を含むが、これに限定されない全ての可能な構成での本ソフトウェアの使用を保証するものではありません。

第11条（責任制限）

1. 法律で許容される限度において、本ソフトウェアのインストールまたは使用に関連してご利用者に直接的または間接的に発生する一切の損害（ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合等あるいはデータ損失、ビジネス中断等を含む。また、通常損害、特別損害（予見可能であったかどうかを問わず）、結果損害を問わない）及び第三者からなされる請求について当社及び関係者は一切責任を負いたしません。当社及び関係者は、本ソフトウェアの偽りまたは不適切な使用またはインストールに起因する、またはそれに関連して生じた直接的、間接的、特別、一般的、懲罰的、背任的または結果的な損害または第三者のソフトウェアまたはライセンシーのコンピュータネットワークに起因するソフトウェアの誤用、不正使用に起因するいかなる損害に対しても責任を負うものではありません。

第12条（補償）

1. ご利用者または当社は、当社に関して第11条に定められた責任の制限を条件として、相手方を（従業員、役員、取締役、パートナー及び管理人を含みます）、第三者からの(i)本契約に関連する過失、不法行為、故意の違法行為及び詐欺に関する請求、(ii)本契約の違反に関する請求、または(iii)法律、条例または規制の違反に関する請求、から免責するものとします。加えて、ご利用者は、利用者のプライバシー権、個人情報または個人データを侵害するとの請求を含めて、利用者が本ソフトウェアを使用するためのご利用者による環境構成の設定に関連するあらゆる第三者の請求に対して、当社及び当社の従業員、役員、取締役、パートナー及び管理人を免責するものとします。

第13条（本サービスの利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、第3条に基づきご利用者より発行され販売店または当社にて

受諾した注文書で規定の金額とします。

第14条（期間）

1. 本サービスの有効期間は、登録書に記載のサービス開始日からサービス終了日までとします。
2. 本契約の有効期間は、前項に定める本サービスの有効期間と同一とします。
3. 前項の定めにかかわらず、ご利用者が本サービスの有効期間満了の1ヶ月前までに当社または販売店所定の方法で更新を申し出て当社がこれを承諾した場合、本契約の有効期間は、更新前のサービス終了日の翌日から、新たに発行される登録書に記載された更新後のサービス終了日まで延長されるものとします。更新されない場合は、当然に本契約は満了します。
4. 前項の規定は、本契約がさらに更新される場合に準用されるものとします。
5. 本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合であっても、第4条(知的財産権)、第7条(禁止事項)、第8条(データの使用)、第11条(責任制限)、第12条(補償)、第14条本項、第15条(損害賠償)、第18条第3項乃至第5項(解除)、並びに21条(その他)の規定は、引き続きその効力を有するものとします。また、第20条(秘密保持)の規定は、本契約の期間満了後3年間有効に存続するものとします。

第15条（損害賠償について）

1. 当社の責に帰すべき事由により、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用に関連してまたは本サービスを利用できないことによって、ご利用者に損害が発生した場合、当社は、通常かつ直接の損害に限りその損害を賠償するものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の損失による損害についての責任を負わないものとします。また、本契約及び本条に基づいて当社がご利用者に支払う損害賠償額は、本サービスの利用料金として、ご利用者が販売店または当社に支払った金額を上限とします。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. ご利用者及び当社は、相手方に対し、自ら(法人の場合は、代表者または役員を含みます。)が本契約の締結時において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、またはこれに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)でないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社及びご利用者は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。
 - (1) 反社会的勢力またはその義務者に基づいて取引をし、または取引関係を継続すること。
 - (2) 反社会的勢力に利益を供与すること。
 - (3) 反社会的勢力から利益を収受すること。
 - (4) 反社会的勢力を示すこと。
3. 当社及びご利用者が、本条で反社会的勢力に属すると判明した場合、債権その他の手続きを要することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により解除権を行使する当事者は、本契約を解除することによる相手方の損

害を賠償する責任を負わないものとします。なお、解除権を行使する当事者から相手方に対する損害賠償請求は妨げないものとします。

第17条（本サービスの中止・停止、終了）

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスを中止または停止できます。この場合、当社は、ご利用者に事前に通知するよう努めるものとします。
 - (1) 当社のサーバーの本サービスに係るシステムまたはその他設備関係の緊急必要を要する保守その他管理作業、緊急の対応を行う必要がある場合。
 - (2) 天災地変、戦争、内乱、暴動、火災、停電、通信回線設備の事故、通信事業者の債務不履行または緊急メンテナンスの実施、国内外の法令の制定・改廃、公安力による命令、処分・指導その他当社の事業活動等の影響により、サービスの提供ができない場合。
 - (3) 当社が実施している他のサービス（本サービスに限りません）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合。
 - (4) その他、本サービスの中止または停止を必要とする事由が発生した場合。
2. 当社は、当社所定の方法にてご利用者に通知を行うことにより、本サービスをいつでも終了させることができるものとします。

第18条（解除）

1. ご利用者または当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、当該相手方に対し、書面にて通知をしたうえで、本サービスと本契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 本サービスの各条項の一に違反し、相手方から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
 - (2) 差押、仮差押、もしくは仮処分の命令もしくは通知が発送され、または競売の申し立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (4) 監督官庁から行政処分を受け、または営業を廃止したとき。
 - (5) 自己振出もしくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡りとなったとき。
 - (6) 合併によらず解散したとき。
 - (7) 本サービスの履行にあたり不正な行為があったとき。
 - (8) 相手方の名誉もしくは信用を失墜させ、もしくは相手方に重大な損害を与えたとき、またはその虞があるとき。
 - (9) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
 - (10) 相手方が反社会的勢力であることが判明したとき。
2. 当社は、ご利用者が禁止事項を行った場合、ご利用者への通知なしに、本サービスと本契約の全部または一部を解除することができます。
3. ご利用者または当社が、前1項各号及び2項のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとし

す。

4. ご利用者の責に帰すべき事由により本サービスを中途解約した場合、ご利用者は既支払分の本サービスの利用料金の返還を請求し得ないものとし、未支払分の利用料金がある場合には直ちにこれを当社に支払うものとします。
5. 第1項または第2項に基づき当社が本契約を解除した場合、当社のご利用者に対し、当該解除によって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

第19条（権利譲渡）

1. ご利用者は、事前に当社に通知することなく本サービスの権利の第三者へ譲渡等することはできないものとします。

第20条（秘密保持）

1. ご利用者は、本サービスの履行過程で知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として保持し、不当に第三者及び業務上知る必要のない従業者、役員に秘密情報を一切開示及び漏洩してはならず、また、本サービスの履行過程の目的以外の目的に利用しないものとします。
2. 当社は、ご利用者の秘密情報を秘密として保持し、不当に第三者及び業務上知る必要のない従業者、役員に秘密情報を一切開示及び漏洩してはならず、本サービスの履行過程の目的及び次の各号に定める目的以外の目的に利用しないものとします。
 - (1) 当社製のスマートフォン、タブレット等の通信機器端末（以下「通信機器」といいます）の新しい商品の提案、発売のお知らせ
 - (2) 当社製の通信機器のレンタルサービス等、当社製の通信機器で利用できる新しいサービスの提案、開始のお知らせ
3. ご利用者及び当社は、本サービスが終了したとき、または相手方から秘密情報の返却・廃棄の請求を受けたとき、その他秘密情報が不要となった場合、秘密情報を速やかに相手方に返却または廃棄するものとします。なお、本条の義務は当該秘密情報を返還または廃棄した時点よりなお3年間存続するものとします。

第21条（その他）

1. 本規約は、日本国法に準拠し、解釈されるものとします。
2. ご利用者及び当社は、本サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約のいずれかの条項が無効または法的強制力がないと判明した場合、無効となる部分は可能な限り法の最低要件に適合しているものとみなされます。さらに、無効と判明した以外の他の全ての条項は、その影響を受けることはなく、法律で認められている限り、引き続き有効に存続するものとします。
4. 本規約に基づく権利を行使することによるいかなる紛争や遅延も、かかる権利の放棄としてはみなされません。
5. 第1条5項に定める通知を除き、規約に関する質問または懸念事項は、次の下記に書面でなされる必要があります。

京セラ株式会社
神奈川県横浜市都筑区加賀原2-1-1
通信機器事業本部

6. 本サービス内容の解釈に疑義が生じた場合は、ご利用者及び当社は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上